



住宅リフォームに対する補助申請を受付

市内に主たる事業所のある施工業者を利用して、自宅の補修や改修工事（住宅リフォーム）を行う場合、その費用の一部を補助する「住宅リフォーム資金補助制度」を設けています。4月以降の申請から「未納税額のないことの証明書」（申請日から1か月以内に発行されたもの）の提出が必要となりますのでご注意ください。

対象者／市内に住民登録をしている方で次のすべてを満たす方

○対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者で、かつ居住している ○市税の滞納がない

対象工事／次のすべてに該当するもの

○工事費が20万円以上（税別）で、市内に主たる事業所のある施工業者が行う住宅改修工事

○市の他の助成制度による補助対象工事でない

○交付決定を受けてから着工し、令和3年3月31日までに完了する ※その他条件もあります。詳細はお問い合わせください

定員／予算額(500万円を予定)に達するまで(先着順)

補助金額／税抜き工事費の5%に相当する額（千円未満は切捨て・上限10万円）

※見積り金額と工事金額のうち低い方の金額。1つの住宅につき1回限り

注意事項／申請後、交付決定までに約2週間ほどかかります

申込み・問い合わせ／事前相談のうえ、4月1日(水)の9時以降に、建築住宅課住宅担当に備えの申請書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し、必要書類を添えて同所（内線3262）

「指定管理者制度」導入施設を新規指定・更新

問い合わせ／資産管理課(内線2282)

「指定管理者制度」とは、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上と、施設管理における費用対効果の向上等を目的に、市が指定する民間企業・NPO等に、一部権限を与え、公の施設の管理運営を委ねる制度です。

4月1日(水)より、右表の公共施設について、本制度を利用した管理運営を新規指定・更新します。

指定管理者制度の概要や取り組み、既に導入している施設の一覧については、市ホームページをご覧ください。

| | 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|----|--|---------------------|------|--------|
| 新規 | 鴻巣放課後児童クラブ 南放課後児童クラブ | NPO法人子ども支援ホーム | 4年間 | こども応援課 |
| | 赤見台第1放課後児童クラブ 赤見台第2放課後児童クラブ 箕田放課後児童クラブ | NPO法人三楽 | | |
| | あたご放課後児童クラブ 笠原放課後児童クラブ 常光放課後児童クラブ | | | |
| 更新 | 花と音楽の館かわさと「花久の里」 | NPO法人花と文化のふるさと委員会 | 5年間 | 商工観光課 |
| | 鴻巣駅東口第1駐車場 鴻巣駅東口第2駐車場 | 高砂丸誠エンジニアリングサービス(株) | | |

